



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

41 県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)	1
42 木材業者等の登録	(林業振興課)	1
43 特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)	2

告 示

和歌山県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業名手下池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年1月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業名手下池地区に係る事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年1月27日から同年2月25日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第42号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和7年1月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県報 第585号

令和7年1月24日（金曜日）

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 錄 年月日	住 所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	業 務 の 態 樣	営業所又は工場の 名 称 及び 所 在 地
6019			令和 6.12.26	田辺市東陽14番 C-80 3号	株式会社Forest Planning Hashimoto 代表取締役 橋本涼平	木材	田辺市東陽14番 C-80 3号

和歌山県告示第43号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年1月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町大島、須江又は檍野に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	南紀第1